

## 社会教育的公共機能の復活へ

今、全国各地で公共施設の再編・廃止・統合等をめぐって様々な問題が噴出している。

公立社会教育施設については2019年の第9次地方分権一括法による地方教育行政法、社会教育法、図書館法、博物館法改正によって首長部局移管が可能となった。

教育委員会から移管されることによって、指定管理者制度導入など施設再編が容易になる事は想像に難くない。

一方、今日の公民館と社会教育施設再編の重要な契機となったのは、2014年に総務省が地方公共団体宛に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」策定要請であった。

合わせて、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(2014年4月以下「指針」と略す)を発出し、2023年10月10日付総務省自治財政局財務調査課長通知によって「指針」は3回目の「改定」がなされている。

2023年3月31日現在の総務省による「公共施設等総合管理、計画、策定、取り組み状況等に関する調査(結果の概要)」によれば、都道府県

及び指定都市については、全団体、市区町村については、99.9%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み」とされる。

各自治体の「公共施設等総合管理計画」(以下「計画」と略す)を散見する限りでは、データの「算出根拠」は、総務省公共施設等更新費用算出ソフト」などをもとになされ、「計画年度」内に達成すべき削減目標は、公共施設更新費用に係る収支ギャップをもとに当該主体の公共施設の延床面積ベースで計算される。

このような手法は「全庁的取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策」(指針より)を必然的に求めるのであって、教育委員会所管の社会教育施設の目的や役割は軽視され、削減目標達成のために「社会教育施設」の「統廃合」や「複合化」が進められていくことになる。

「機能」重視による「社会教育施設」概念の後退がどのような文脈で生まれているのかをこれからの課題を提示することにした。

公共施設は施設自体に公共性があるのではなく、機能にある。

日本国憲法に則って制定された 1947 年教育基本法第 7 条(社会教育)、第 1 項で、国及び地方公共団体の社会教育を奨励する公的設置義務が定められ、その具体的方法として、第二項で「図書館、博物館、公民館等の設置」等が規定された。

社会教育における「施設」概念の戦後的転換とその情勢が戦後社会教育に課せられた課題でもあった。

しかし、今日、戦後 79 年を迎えて、大掛かりな国家プロジェクトとしての「公的サービスの産業化」を推進する「公共施設等総合管理計画」が進行する中、自治体社会教育施設は再編の大きな波に洗われれている。

地域自治体の政策形成における民主主義的手続きが軽視ないし否定され、結論ありきのパブリックコメントやワークショップが横行する中、改めて社会教育施設の未来を決めるのは「公共」を取り戻すことを視野に入れた主権者としての市民・住民と職員の学びと行動である。